



2020年4月30日

各位

会社名 株式会社 日本取引所グループ  
 代表者名 取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭  
 (コード 8697 東証第一部)  
 問合せ先 広報・IR部長 宮司 和幸  
 (TEL (03)3666-1361)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年6月17日に開催予定の第19回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2019年10月1日をもって、株式会社東京商品取引所が当社の連結子会社となり、当社グループにおいて商品先物取引を取扱うこととなったため、現行定款第22条及び第36条に定める取締役及び執行役の就任要件を変更するものであります。

また、当社は、2020年2月21日に公表しております「代表執行役の異動及び役員候補者の決定に関するお知らせ」のとおり、本年6月17日開催予定の当社定時株主総会と同日付で代表執行役グループCEO-COOを2名選定する予定であるため、現行定款第36条に定める執行役C.O.Oの員数を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(役付取締役等) 第22条 (略) 2 当社の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。	(役付取締役等) 第22条 (略) 2 当社の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務又は商品先物取引関連業務に従事することができない。
(代表執行役及び役付執行役) 第36条 (略) 2 執行役CEO及び執行役C.O.Oについては各1名、専務執行役及び常務執行役については各若干名を、執行役の中から、取締役会の決議によって定めることができる。 3 当社の執行役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。	(代表執行役及び役付執行役) 第36条 (略) 2 執行役CEOについては1名、執行役C.O.O、専務執行役及び常務執行役については各若干名を、執行役の中から、取締役会の決議によって定めることができる。 3 当社の執行役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務又は商品先物取引関連業務に従事することができない。

(新設)	付 則 <u>この改正規定は、令和2年6月17日から施行する。</u>
------	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2020年6月17日
定款変更の効力発生日	2020年6月17日

以 上